

(別表 7)

有料老人ホーム重要事項説明書

記入年月日		1. 事業主体概要
記入者名		
所属・職名		
種類	法人	2. 有料老人ホーム事業の概要
	※法人の場合、その種類	
名称	(ふりがな) ゆうげんがいしゃ ういるえすてーと 有限会社 ウィルエステート	
主たる事務所の所在地	〒672-8045 兵庫県姫路市飾磨区中野田一丁目 21 番地	
連絡先	電話番号	079-233-7722
	F A X 番号	079-231-5266
	ホームページアドレス	www.will-com.co.jp
代表者	氏名	迫井 圭二
	職名	取締役
設立年月日	平成 13 年 8 月	

(住まいの概要)

名称	(ふりがな) もみじのいえ もみじの家	
所在地	〒669-3309 兵庫県丹波市柏原町柏原 2898-6	
主な利用交通手段	最寄駅	J R 福知山線「柏原駅」
	交通手段と所要時間	①電車利用の場合 JR 福知山線「柏原駅」より約 5 分 ③バス利用の場合 神姫バス「下町(柏原町)停留所」より徒歩 1 分
連絡先	電話番号	0795-72-1500
	F A X 番号	0795-73-7080
	ホームページアドレス	—
管理者	氏名	山本 敦子
	職名	エリアリーダー
建物の竣工日	平成 27 年 2 月 27 日	
有料老人ホーム事業の開始日	平成 27 年 4 月 1 日	

居室の状況	居室区分	① 全室個室				
		2 相部屋あり				
		最小	人部屋			
		最大	人部屋			
		トイレ	浴室	面積	戸数・室数	区分※
	タイプA	有	無	11.18 m ²	21	一般居室個室
	タイプB	有	無	15.33 m ²	5	一般居室個室
※「一般居室個室」「一般居室相部屋」「介護居室個室」「介護居室相部屋」「一時介護室」の別を記入。						
共用施設	共用便所における 便房	1ヶ所	うち男女別の対応が可能な便房		ヶ所	
			うち車椅子等の対応が可能な便房		1ヶ所	
	共用浴室	2ヶ所	個室		2ヶ所	
			大浴場		ヶ所	
	共用浴室における 介護浴室	1ヶ所	チェアー浴		ヶ所	
			リフト浴		1ヶ所	
			ストレッチャー浴		ヶ所	
			その他 ()		ヶ所	
	食堂	① あり	2 なし			
	入居者や家族が利用 できる調理施設	1 あり	② なし			
エレベーター	① あり (車椅子対応) 2 あり (ストレッチャー対応) 3 あり (上記1・2に該当しない) 4 なし					
消防用 設備等	消火器	① あり	2 なし			
	自動火災報知設備	① あり	2 なし			
	火災報知設備	① あり	2 なし			
	スプリンクラー	① あり	2 なし			
	防火管理者	① あり	2 なし			
	防災計画	① あり	2 なし			
その他						

4. サービスの内容

運営に関する方針	基本方針及び高齢者居住安定確保計画に沿って適切に運営し、地域の高齢者が安心安全に暮らせる住宅にします。		
サービスの提供内容に関する特色			
入浴、排せつ又は食事の介護	① 自ら実施	2 委託	3 なし
食事の提供	1 自ら実施	② 委託	3 なし
洗濯、掃除等の家事の提供	① 自ら実施	2 委託	3 なし
健康管理の供与	① 自ら実施	2 委託	3 なし
安否確認又は状況把握サービス	① 自ら実施	2 委託	3 なし
生活相談サービス	① 自ら実施	2 委託	3 なし

(医療連携の内容)

医療支援 ※複数選択可	① 救急車の手配 2 入退院の付き添い ③ 通院介助 4 その他 ()		
協力医療機関	1	名称	あしだメディカルクリニック
		住所	〒669-3311
		診療科目	内科
		協力内容	外来受診、緊急搬送時の受入など
	2	名称	
		名称	
		診療科目	
		協力内容	
協力歯科医療機関	名称		
	住所		
	協力内容		

(入居に関する要件)

入居対象となる者	自立している者	① あり	2 なし
	要支援の者	① あり	2 なし
	要介護の者	① あり	2 なし
留意事項	原則、要介護認定を受けている45歳以上の方とする。また、配偶者及び親族の同居の場合のみ入居受入れ対象とする。		
契約の解除の内容	賃貸借契約書第10条		
事業主体から解約を求める場合	解約条項	-	
	解約予告期間	-	
入居者からの解約予告期間	30日		

体験入居の内容	① あり（内容： 2 なし）
入居定員	26名
その他	各サービス契約及び利用に関しては、入居者がサービス提供事業所を選択し、利用する

5. 職員体制（同一法人が運営する他の事業所の職員については記載不要）

（職種別の職員数）

	職員数（実人数）			常勤換算人数 ※1 ※2
	合計	常勤	非常勤	
管理者	1	1		1
生活相談員				
直接処遇職員	4	2	2	2.5
介護職員	4	2	2	2.5
看護職員				
機能訓練指導員				
計画作成担当者				
栄養士				
調理員				
事務員				
その他職員	2		2	1
1週間のうち、常勤の従業者が勤務すべき時間数 ※2				
※1 常勤換算人数とは、当該事業所の従業者の勤務延時間数を当該事業所において常勤の従業者が勤務すべき時間数で除することにより、当該事業所の従業者の人数を常勤の従業者の人数に換算した人数をいう。				
※2 特定施設入居者生活介護等を提供しない場合は、記入不要。				

（資格を有している介護職員の人数）

	合計		
		常勤	非常勤
社会福祉士			
介護福祉士	2	2	
実務者研修の修了者			
初任者研修の修了者	4	1	3
介護支援専門員			

(資格を有している機能訓練指導員の人数)

	合計	
	常勤	非常勤
看護師又は准看護師		
理学療法士		
作業療法士		
言語療法士		
柔道整復士		
あん摩マッサージ指圧師		
はり師		
きゅう師		

(夜勤を行う看護・介護職員の人数)

夜間帯の設定時間 (時～ 時)		
	平均人数	最少時人数 (休憩者等を除く)
看護職員	人	人
介護職員	人	人

(職員の状況)

管理者	他の職務との兼務	1 あり ② なし				
	業務にかかる資格等	1 あり				
		資格等の名称				
		② なし				
区分	看護職員		介護職員		生活相談員	
	常勤	非常勤	常勤	非常勤	常勤	非常勤
前年度1年間の採用者数				1		
前年度1年間の退職者数				2		
業務に従事した経験年数						
1年未満の者の人数				1		
1年以上3年未満の者の人数			1	1		
3年以上5年未満の者の人数			2	2		
5年以上10年未満の者の人数						
10年以上の者の人数						
	機能訓練指導員		計画作成担当者			
	常勤	非常勤	常勤	非常勤	常勤	非常勤
前年度1年間の採用者数						
前年度1年間の退職者数						
業務に従事した経験年数						
1年未満の者の人数						
1年以上3年未満の者の人数						

3年以上5年未満の者の人数				
5年以上10年未満の者の人数				
10年以上の者の人数				
従業者健康診断の実施状況	① あり 2 なし			

6. 利用料金

(利用料金の支払い方法)

居住の権利形態	1 利用権方式 ② 建物賃貸借方式 3 終身建物賃貸借方式		
利用料金の支払い方式	1 全額前払い方式		
	2 一部前払い・一部月払い方式		
	③ 月払い方式		
	4 選択方式 ※ 該当する方式 を全て選択	1 全額前払い方式 2 一部前払い・一部月払い方式 3 月払い方式	
年齢に応じた金額設定	1 あり ② なし		
要介護度に応じた金額設定	1 あり ② なし		
入院等による不在時における利用料金（月払い）の取扱い	1 減額なし ② 日割り計算で減額 3 不在期間が 日以上の場合に限り、日割り計算で減額		
利用料金の改定	条件	土地建物の租税負担の増減、土地建物の価格や物価の変動、近傍同種の建物と比較して賃料が不相当となった場合	
	手続き	入居者と協議のうえ決定	

(利用料金のプラン (代表的なプラン))

		プランA	プランB	
入居者の状況	要介護度			
	年齢	歳	歳	
居室の状況	床面積	11.18 m ²	15.33 m ²	
	便所	① あり 2 なし	① あり 2 なし	
	浴室	1 あり ② なし	1 あり ② なし	
	台所	1 あり ② なし	1 あり ② なし	
入居時点で必要な費用	前払金	0 円	0 円	
	敷金	0 円	0 円	
月額費用の合計		101,800 円	111,800 円	
家賃		32,000 円	42,000 円	
サービス費用	特定施設入居者生活介護の費用※1	円	円	
	介護保険外※2	食費	40,000 円	40,000 円
		管理費	18,000 円	18,000 円
		介護費用	円	円
		光熱水費	実費	実費
	その他	11,800 円	11,800 円	
<p>※1 介護予防・地域密着型の場合を含む。</p> <p>※2 有料老人ホーム事業として受領する費用 (訪問介護などの介護保険サービスに関わる介護費用は、同一法人によって提供される介護サービスであっても、本欄には記入していない。)</p>				

(利用料金の算定根拠)

費目	算定根拠
家賃	居室専用部の使用料として、入居者が負担する。
敷金	無
介護費用	運営会社設定の利用料金を、利用内容により入居者が負担する。また、介護保険サービスの自己負担分は含まれない。
管理費	住宅使用にあたり、管理費として入居者が負担する。
食費	原則1ヶ月の料金を入居者が負担する。ただし、キャンセル時は、食数により返金する。
光熱水費等	居室専用部で使用する電気料金を入居者が負担する (居室内の電気メーター分の請求)。
利用者の個別的な選択によるサービス利用料	別添2
その他のサービス利用料 (利用者負担分)	<ul style="list-style-type: none"> 専用部で使用する日用品及び嗜好品の購入費用 理美容サービス利用時の利用料

7. 入居者の状況（記入日現在）

（入居者の人数）

性別	男性	7人
	女性	8人
年齢別	65歳未満	0人
	65歳以上 75歳未満	1人
	75歳以上 85歳未満	2人
	85歳以上	12人
要介護度別	自立	0人
	要支援 1	0人
	要支援 2	1人
	要介護 1	4人
	要介護 2	5人
	要介護 3	5人
	要介護 4	0人
	要介護 5	0人
入居期間別	6ヶ月未満	2人
	6ヶ月以上 1年未満	1人
	1年以上 5年未満	10人
	5年以上 10年未満	2人
	10年以上 15年未満	0人
	15年以上	0人

（入居者の属性）

平均年齢	89歳
入居者数の合計	15人
入居率 ※	57.7%

※ 入居者数の合計を入居定員数で除して得られた割合。一時的に不在となっている者も入居者に含む。

（前年度における退去者の状況）

退去先別の人数	自宅等	人
	社会福祉施設	人
	医療機関	人
	死亡者	人
	その他	人
生前解約の状況	施設側の申し出	人
		（解約事由の例）
	入居者側の申し出	人
		（解約事由の例）

8. 苦情・事故等に関する体制

(利用者からの苦情に対する窓口等の状況) ※複数ある場合は欄を増やして記入

窓口の名称	ウィルグループ フリーダイアル	
電話番号	0120-416-529	
対応している 時間	平日	9:00~18:00
	第1・3・5土曜日	9:00~18:00
	日曜・祝日	—
定休日		

(サービスの提供により賠償すべき事故が発生したときの対応)

損害賠償責任保険の加入状況	① あり	(その内容)
	2 なし	
介護サービスの提供により賠償すべき事故が発生したときの対応	① あり	(その内容)
	2 なし	
事故対応及び予防のための指針	① あり	2 なし

(利用者等の意見を把握する体制、第三者による評価の実施状況等)

利用者アンケート調査、意見箱等利用者の意見等を把握する取組の状況	1 あり	実施日		
		結果の開示	1 あり	② なし
	2 なし			
第三者による評価の実施状況	1 あり	実施日		
		評価機関名称		
		結果の開示	1 あり	② なし
	2 なし			

9. 入居希望者への事前の情報開示

入居契約書の雛形	① 入居希望者に公開 2 入居希望者に配布 3 公開していない
管理規程	① 入居希望者に公開 2 入居希望者に配布 3 公開していない
事業収支計画書	1 入居希望者に公開 2 入居希望者に配布 ③ 公開していない
財務諸表の要旨	1 入居希望者に公開 2 入居希望者に配布 ③ 公開していない
財務諸表の原本	1 入居希望者に公開 2 入居希望者に配布 ③ 公開していない

10. その他

運営懇談会	① あり	(開催頻度) 年2回
	2 なし	
	1 代替措置あり	(内容)
	2 代替措置なし	
提携ホームへの移行	1 あり(提携ホーム名:)	
	② なし	
有料老人ホーム設置時の老人福祉法第29条第1項に規定する届出	1 あり	② なし
兵庫県有料老人ホーム設置運営指導指針第4章「規模及び構造設備」に合致しない事項	① あり	2 なし
合致しない事項がある場合の内容	室面積、廊下幅	
第5章「既存建物等の活用の特例」への適合性	1 適合している(代替措置) 2 適合している(将来の改善計画) 3 適合していない	
兵庫県有料老人ホーム設置運営指導指針の不適合事項		
不適合事項がある場合の内容		

11. 特約事項

<p>(1) 借主は、食事の提供サービス、介護サービスを必要とする場合は、それぞれ貸主、サービス受託事業者と契約するものとする。なお、契約内容は、それぞれ貸主、サービス受託事業者が定める契約内容とする。</p> <p>(2) リース保証契約金として、50,000円(初回のみ) ※ 仲介手数料とは異なる。</p> <p>(3) 借主は、貸主が定める火災保険会社と火災保険に関して契約するものとする。火災保険料は、10,000円(居室のみの火災保険。事務手数料含む。)とし、契約期間は2年とする。</p> <p>(4) 上記(2)及び(3)については、中途解約の返金対象外とする。なお、1ヶ月以内の解約であっても返金はないものとする。</p> <p>(5) 天変地異や緊急事態など不測の事態が生じた場合、貸主が行政機関の指示・要請に従い、借主または他の入居者様の生命・身体保全のために、運営方針・規則を示した場合、借主はこれに従うこととする。また、借主が従わなかったことによって、貸主および他の入居者様に損害が発生した場合、借主は貸主および他の入居者様に発生した損害を賠償する義務を負うこととする。</p> <p>(6) 借主または連帯保証人や身元引受人は、借主の判断能力が低下し、意思決定が不可能になった時点で、成年後見人を立てることとする。</p>

12. 特約事項（契約解除）

- (1) 貸主は借主において次のいずれかの事由が生じた場合、相当の期間を定めてその履行等を催告した上で、貸主と借主間の入居契約（以下「本契約」という。）を解除することができる。
- ① 賃料・共益費等を2ヶ月間支払わなかった場合
 - ② 借主が本契約に違反した場合
 - ③ 入居の申込みをする際の内容について虚偽の申し出をしたと認められた場合
- (2) 貸主は借主において「2. 有料老人ホーム事業の概要」記載の物件（以下「本物件」という。）を使用するにあたり、次のいずれかの事由が生じた場合何らの催告を要せず即時本契約を解除することができる。
- ① 借主又はその同居人の行為が本物件の共同生活の秩序を著しく乱すもの、又は近隣や、他の入居者に著しく迷惑をかけるものと認められた場合
 - ② 借主が、契約締結時にその心身の状況及び病歴等の重要事項について、故意にこれを告げず、又は不実の告知を行い、その結果、本契約を継続しがたい重大な事情を生じさせた場合
 - ③ 借主の体調の状態により、本物件で身体状態や精神状態が入居時より低下し、生活ができないと判断した場合（感染症の発症を知り得た時等も含む。ただし、その場合、借主は貸主にただちに報告しなければならない。）
 - ④ 借主又はその同居人に、警察の介入を生じさせる行為があった場合
 - ⑤ 借主が貸主への何らの通知なしに1ヶ月以上の長期にわたり所在不明となった場合
 - ⑥ 借主又はその同居人に反社会的勢力に該当する団体の構成員又はこれらの支配下にあるものを本物件に反復継続して出入りや近隣居住者の平穏を害するおそれのある行為があった場合
 - ⑦ 借主又はその同居人が、本物件を反社会的勢力に該当する団体の事務所等として使用した場合あるいは第三者に同様の目的で使用することを許諾した場合
 - ⑧ 借主が本物件内で火気に係る行為等（喫煙、ガスを使用する調理器具・石油ストーブ等の使用）を行った場合
 - ⑨ 借主の身体状況・精神状況の変化があり本物件での生活が困難と判断された場合
 - ⑩ 借主や借主のご家族の協力が得られず、信頼関係を継続的に保つことができない場合
 - ⑪ 本契約の第6条、第7条、第10条に違反した場合
 - ⑫ その他、「入居のご案内」に記載している「11. 賃貸借契約及びその他契約の解除」に該当した場合や賃貸借運営を妨げる行為があった場合。
- (3) 本契約は天災・地変・火災などにより本物件を通常の用に供することができなくなった場合又は将来都市計画等により本物件が収用又は使用を制限され賃貸借契約を継続することができなくなった場合には当然に消滅する。

※ 感染症を他の入居者様や職員に感染させた場合、故意の有無に関係なく全責任を負わなければならない。

13. 特約事項（修繕、原状回復）

- (1) 本物件の明渡し時において、借主は、経年変化および通常の使用に伴う損耗の有無にかかわらず、借主の費用により、本物件の汚損・損傷箇所を修復し、専門業者がハウスクリーニングを行った上で、本物件を引渡し当初の原状に復して貸主に明け渡さなければならない。
- (2) 損耗には経年変化および借主の通常の使用に伴う損耗が含まれること並びに本契約による賃料には通常損耗に係る修復費用が含まれておらず、通常損耗に係る修復費用は借主が負担するものとする。

※ 退去時に本物件スタッフとご家族様（保証人様）立会いの下、住戸内の壁紙・床・洗面所・トイレなどに関して、損耗等の有無を確認するものとする。

修繕が必要な場合は、借主またはご家族様（保証人様）の実費負担となる。

- (3) 退去時の立会いができない場合は、退去後、本物件スタッフにおいて住戸内の損耗等の有無を確認する。ただし、退去時に立会うことができず、後日の立会いを希望される場合は、退去日までに借主またはご家族様（保証人様）から退去後の立会いを希望する旨の申出があった場合に限り、退去日から2週間以内の希望日に立会日を設定するものとする。

添付書類

別添1：事業主体が兵庫県内で実施する他の介護サービス一覧表

別添2：入居者の個別選択によるサービス一覧表

以上の内容について、老人福祉法第29条第5項の規定に基づく書面による説明を受けました。

年 月 日

説明した者

所属

職名

氏名

㊞

説明を受けた者

住所

氏名

㊞

入居する者（ ）との続柄

※ 契約を前提として説明を行った場合は、説明を受けた者の署名を求める。

別添 1

事業主体が兵庫県内で実施する他の介護サービス一覧表

介護サービスの種類			事業所名称	所在地
＜居宅サービス＞				
訪問介護	あり	なし	訪問介護ステーション 和ごころ	姫路市飾磨区中野田一丁目21番地
訪問入浴介護	あり	なし		
訪問看護	あり	なし		
訪問リハビリテーション	あり	なし		
居宅療養管理指導	あり	なし		
通所介護	あり	なし		
通所リハビリテーション	あり	なし		
短期入所生活介護	あり	なし		
短期入所療養介護	あり	なし		
特定施設入居者生活介護	あり	なし		
福祉用具貸与	あり	なし		
特定福祉用具販売	あり	なし		
＜地域密着型サービス＞				
定期巡回・随時対応型訪問介護看護	あり	なし		
夜間対応型訪問介護	あり	なし		
地域密着型通所介護	あり	なし		
認知症対応型通所介護	あり	なし		
小規模多機能型居宅介護	あり	なし		
認知症対応型共同生活介護	あり	なし		
地域密着型特定施設入居者生活介護	あり	なし		
地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護	あり	なし		
看護小規模多機能居宅介護	あり	なし		
居宅介護支援	あり	なし		
＜居宅介護予防サービス＞				
介護予防訪問入浴介護	あり	なし		
介護予防訪問看護	あり	なし		
介護予防訪問リハビリテーション	あり	なし		
介護予防居宅療養管理指導	あり	なし		
介護予防通所リハビリテーション	あり	なし		
介護予防短期入所生活介護	あり	なし		
介護予防短期入所療養介護	あり	なし		
介護予防特定施設入居者生活介護	あり	なし		
介護予防福祉用具貸与	あり	なし		
特定介護予防福祉用具販売	あり	なし		
＜地域密着型介護予防サービス＞				
介護予防認知症対応型通所介護	あり	なし		
介護予防小規模多機能型居宅介護	あり	なし		
介護予防認知症対応型共同生活介護	あり	なし		
介護予防支援	あり	なし		
＜介護保険施設＞				
介護老人福祉施設	あり	なし		
介護老人保健施設	あり	なし		
介護療養型医療施設	あり	なし		
介護医療院	あり	なし		

別添2 入居者の個別選択によるサービス一覧表

特定施設入居者生活介護（地域密着型・介護予防を含む）の指定の有無				なし		あり		
区分	特定施設入居者生活介護費で、実施するサービス（利用者一部負担※1）		個別の利用料で、実施するサービス（利用者が全額負担）		包含※2	都度※2	料金※3	備考
介護サービス								
食事介助	なし	あり	なし	あり		○	1,528 円/回	
排泄介助・おむつ交換	なし	あり	なし	あり		○	1,019 円/回	
おむつ代			なし	あり				
入浴（一般浴）介助・清拭	なし	あり	なし	あり		○	3,056 円/回	
特浴介助	なし	あり	なし	あり				
身辺介助（移動・着替え等）	なし	あり	なし	あり		○	1,019 円/回	
機能訓練	なし	あり	なし	あり				
通院介助	なし	あり	なし	あり		○	2,037 円/1h	
生活サービス								
居室清掃	なし	あり	なし	あり		○	1,528 円/回	
リネン交換	なし	あり	なし	あり				
日常の洗濯	なし	あり	なし	あり		○	1,528 円/回	
居室配膳・下膳	なし	あり	なし	あり				
入居者の嗜好に応じた特別な食事			なし	あり				
おやつ			なし	あり				
理美容師による理美容サービス			なし	あり				
買い物代行	なし	あり	なし	あり		○	2,037 円/回	
役所手続き代行	なし	あり	なし	あり				
金銭・貯金管理			なし	あり				

健康管理サービス							
定期健康診断			なし	あり			
健康相談	なし	あり	なし	あり	○	1,528 円/1h	
生活指導・栄養指導	なし	あり	なし	あり			
服薬支援	なし	あり	なし	あり			
生活リズムの記録（排便・睡眠等）	なし	あり	なし	あり			
入退院時・入院中のサービス							
移送サービス	なし	あり	なし	あり			
入退院時の同行	なし	あり	なし	あり			
入院中の洗濯物交換・買い物	なし	あり	なし	あり			
入院中の見舞い訪問	なし	あり	なし	あり			

※ 1：利用者の所得等に応じて負担割合が変わる（1割、2割又は3割の利用者負担）。

※ 2：「あり」を記入したときには、各種サービスの費用が、月額サービス費用に含まれる場合と、サービス利用の都度払いによる場合に応じて、いずれかの欄に○を記入する。

※ 3：都度払いの場合、1回あたりの金額など、単位を明確にして記入する。

